

令和4年度 第2回豊田市文化財保護審議会

日 時 令和4年11月22日(火)
午後1時30分から
場 所 市役所南庁舎 51会議室

次 第

1 生涯活躍部あいさつ

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 重要文化財「旧鈴木家住宅」部分公開について 【別紙1】

(2) 地域資料館の再構築について 【別紙2】

(3) 博物館整備の進捗について 【別紙3】

4 報 告

(1) 貞観杉の支障枝伐採 【別紙4】

(2) 明治用水旧頭首工 【別紙5】

5 その他

豊田市文化財保護審議会委員名簿

任期：令和3年6月1日～令和5年5月31日

番号	氏名	就任年月日	新任 再任	所属等
1	会長 田中 祥雄	平成 9 年 6 月 1 日	再任	豊田市史資料調査会会長
2	副会長 後藤 嘉寿美	平成 13 年 6 月 1 日	再任	文化財保存修復学会
3	阿部 和俊	令和 元年 6 月 1 日	再任	愛知教育大学名誉教授
4	岩田 敏也	平成 17 年 6 月 1 日	再任	東海工業専門学校講師
5	岡本 大三郎	平成 23 年 6 月 1 日	再任	東海民具学会会長
6	加藤 真司	平成 19 年 6 月 1 日	再任	中部産業遺産研究会
7	北村 和宏	平成 21 年 6 月 1 日	再任	豊田市史資料調査会事務局長
8	佐久間 章郎	平成 19 年 6 月 1 日	再任	AT21 倶楽部（足助地区）
9	永田 研	令和 元年 6 月 1 日	再任	市民公募
10	白鳳 明人	平成 29 年 6 月 1 日	再任	豊田市名木愛護会理事
11	水野 功	平成 19 年 6 月 1 日	再任	挙母祭保存会顧問
12	水野 半次郎	令和 元年 6 月 1 日	再任	（合）瀬戸本業窯 代表社員
13	山口 薫子	令和 元年 6 月 1 日	再任	市民公募
14	渡邊 健二	令和 3 年 6 月 1 日	新任	豊田市郷土史研究会 会長

（50音順）

1 重要文化財「旧鈴木家住宅」の概要

- (1) 名称 旧鈴木家住宅
- (2) 種類 重要文化財（建造物）
- (3) 指定 平成 25 年 8 月 7 日

【国指定重要文化財 旧鈴木家住宅の価値】

①愛知県内最大の重文町家

江戸から明治にかけての特徴的な町家の形式をもつ建物群（主屋、座敷群等）が、良好に残り（改造改変が少ない）、かつ大規模（約 4,000 m²の敷地に築 120~260 年の建物が 16 棟）であること。

②足助の発展と文化を伝えるまちの中核拠点

足助の大規模商家の発展過程を示すものであり、伝統的建造物群保存地区の核として重要であること。



2 全面公開時の活用コンセプト（平成 28 年度策定『旧鈴木家住宅保存整備基本構想』より）

平成 27 年度～平成 28 年度にかけて、有識者、住民代表、関係団体代表、足助支所などで構成する検討委員会、活用検討部会においてとりまとめた活用の具体的な方向性

【活用のコンセプト】 学び、感じ、楽しむ 足助の豪商の暮らし

- 【基本的な考え方】
- ①旧鈴木家住宅の価値を伝え、共有します
 - ②足助のまちづくりと一体となった活用を行います
 - ③住民と観光客の交流の場となることを目指します

【活用における3つの機能（活動）】

「展示・案内」機能：足助の大商家の発展過程などの紹介

史料や民具の展示 / 説明・案内 / 小中学生の見学 など

「体験・体感」機能：豪商の暮らしの格の体感

茶道・香道 / かまどでの炊事 / 座敷でのお茶会、発表会、結婚式、成人式 など

「交流・開放」機能：住民が愛着や誇りを持って暮らせるまちづくりの核となる空間

住民や観光客の交流の場 / 文化講座・寺子屋 / 紙屋にちなんだワークショップ など

3 街道に面した主屋の部分公開について（案）

(1) 目的 街道沿いの主屋を先行して活用することで、早期に事業効果を発現させ、市民及び観光客の関心を高めつつ、全面公開に向けた助走期間とする。

(2) 公開部分 エントランス的役割を担う約 160 m²（全面公開時の 1 割程度）

(3) 運営体制ほか（予定）

- ①開館時期 令和 5 年 8 月【参考：重要文化財指定 10 周年は 8 月 7 日（月）】
- ②開館日／時間 基本週 3 日【金・土・日・祝】 / 10～16 時
（11 月及び 2～3 月の中馬のおひなさん期間中は毎日）
- ③料金設定
 - ・入場無料 ※全面公開時は入場料を設定する。
 - ・講座参加料等有料 ・一部施設使用有料
- ④条例上の位置づけ 豊田市文化財施設条例に追加 ※R5 年 3 月議会上程（予定）

- ⑤施設所管課 文化財課
- ⑥運営体制 会計任用職員 1 名の常駐（午前・午後のシフト制）
- ⑦入場見込数 年間 1 万人

- (4) 事業内容
- ①鈴木家に関する紹介（展示／スタッフ説明 など）
 - ②旧鈴木家住宅に関する紹介（パネル・映像展示／スタッフ説明 など）
 - ③市民・観光客の休憩スペース（「気軽に立ち寄れる重要文化財」）

(5) 有料事業や経済効果を期待する地域連携事業（予定）

- 有料事業
 - ①工事現場見学（事前予約・定員制）
 - ②各種講座（歴史に基づく体験、香道、楽器演奏、座禅、ヨガ）
 - ③特別な場でのかつろぎや記念撮影等の体験（道具などの貸出）
- 地域連携
 - ①鈴木家で開催された宴席・茶席の再現（飲食メニューや和菓子の商品開発）
 - ②オリジナルグッズ作成（衣料品店によるてぬぐい、文房具店による便箋等）

【全面公開時 旧鈴木家住宅活用整備図（案）】



▲ 部分公開部分 ▼



1 趣旨・目的

<趣旨>

・全市の歴史継承施設となる博物館の開館（令和6年）に合わせ、地域の歴史継承施設である下記4施設について、開館・運営形態を見直す。

<目的>

- ・郷土資料の網羅的な収蔵に主眼が置かれた地域資料館の機能を、地域の特性を展示紹介する場へと再構築するため。
- ・地域とより頻繁な接点を持つことが出来るコミュニティー施設等へ編入することで、博物館のサテライトとして、市民共働による持続的な地域の歴史継承を実現するため。
- ・土砂災害特別警戒区域内であるため、集客施設として相対的に安全性が高い場へ移設したいため。
- ・指定文化財や古文書・絵画等、長期的な収蔵環境として安定した温湿度が必要な資料は、博物館で一元的に保存管理し、後世へと着実に継承していきたいため。



① 足助資料館 ② 旭郷土資料館 ③ 藤岡民俗資料館 ④ 稲武郷土資料館

施設名称	活動内容	3年度 入館者数	2年度 入館者数
足助資料館※	大正12年に建てられた愛知県蚕業取締所足助支所を利用し、足助地区の歴史・民俗資料を展示（S62開館）	1,434人	1,388人
旭郷土資料館※	地区内から寄贈いただいた約1,500点の資料を展示（H14開館）	42人	54人
藤岡民俗資料館※	遺跡から発掘された出土品をはじめとして、藤岡地区の民俗資料や歴史資料などを保管・公開（S56開館）※建物は国登録文化財	1,203人	753人
稲武郷土資料館※	稲武地区の歴史・民俗資料を展示（H15開館）	4,906人	4,843人

2 今後の対応方針

●豊田市全体を紹介する施設である博物館の運用開始（令和6年1月部分開館／10月全面開館）を前提として、市郷土資料館・産業とくらし発見館と同じく全ての地域資料館も閉館する。地域資料館の展示品の一部は上記①～④を踏まえ、地区内の公共施設で展示を行い、市民等と共に持続的に地区の歴史・文化・自然の継承する拠点としていく。

※小原地区については、平成28年12月に小原郷土館を廃止、平成29年4月に小原交流館内に開館した歌舞伎伝承館へ展示の一部を移設

※足助地区は、令和3年6月より地域資料館の一部を旧田口家住宅へ試行的に移転し実証運営中

3 展示内容（案）

- ・各地域資料館の収蔵資料を念頭に、地区の特徴を軸にして展示紹介
 - 足助地区 足助の商家の暮らし（町並みの商家に伝わる歴史・民俗・美術工芸資料 等）
 - 旭地区 ダムで水没した牛地地区を中心とした山稼ぎ（林業に関わる民俗資料 等）
 - 稲武地区 地区の自然や中馬稼ぎ（動植物及び地質標本・中馬稼ぎに関わる民具資料 等）
 - 藤岡地区 窯業や鉱業などの産業（近代磁器窯出土資料・製瓦および陶土関連民具資料 等）

4 地域資料館機能の移転候補地

- ・足助中馬館
 - 休館日 木曜（11月及び祝日除く）・年末年始
 - 開館時間 午前9時～午後5時
 - <理由> 施設備え付けの大型の展示ケースがあり、伝建地区の商家に伝わる美術工芸品の展示も可能であるため。
- ・旭農林会館
 - 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
 - 開館時間 午前9時～午後5時（施設全体は～午後9時）
 - <理由> ロビー空間で、地区や企業の特徴を紹介する活動を実施しており、現在の地区の魅力と共に一体的に紹介できるため
- ・藤岡交流館図書室
 - 休館日 月曜（祝日除く）・年末年始
 - 開館時間 午前9時～午後9時
 - <理由> 開放的な空間で、気軽に図書を楽しみながら、地区の歴史や自然に触れることが出来る環境であるため。

※稲武地区は交流館を軸に移転先を調整中

5 展示活動に関わる地区と博物館の連携

- ・機能移転先での展示制作・更新は、博物館が各地区の市民等と共働で実施していく。
 - ⇒各地区で歴史・文化・自然の継承に取り組んでいる交流館グループ等との共働により、地区の特徴の明確化と更新性を担保した持続的な展示の実現を目指す。
- ・地区と博物館における展示活動を双方向的に連携させ、活用していく。
 - ⇒各地区の展示を博物館へも展開させていくことで、地区内に留まらない、より幅広い歴史・文化・自然の発信と継承を実現する。

6 今後のスケジュール（案）

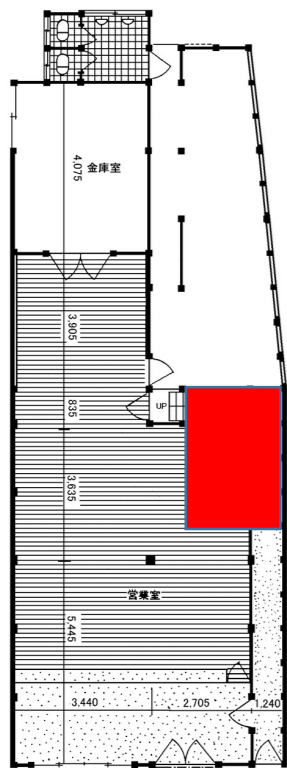
- 令和5年6月 博物館条例設置と地域資料館（足助・旭）の文化財施設条例からの廃止（上程）
- 7月～ 地域資料館展示の一部移設（順次対応）
- 令和6年1月末 博物館部分開館
- 3月末 足助・旭の閉館
- 10月 博物館全面開館

※藤岡・稲武については、調整が整い次第、閉館に向けた手続きを進める。

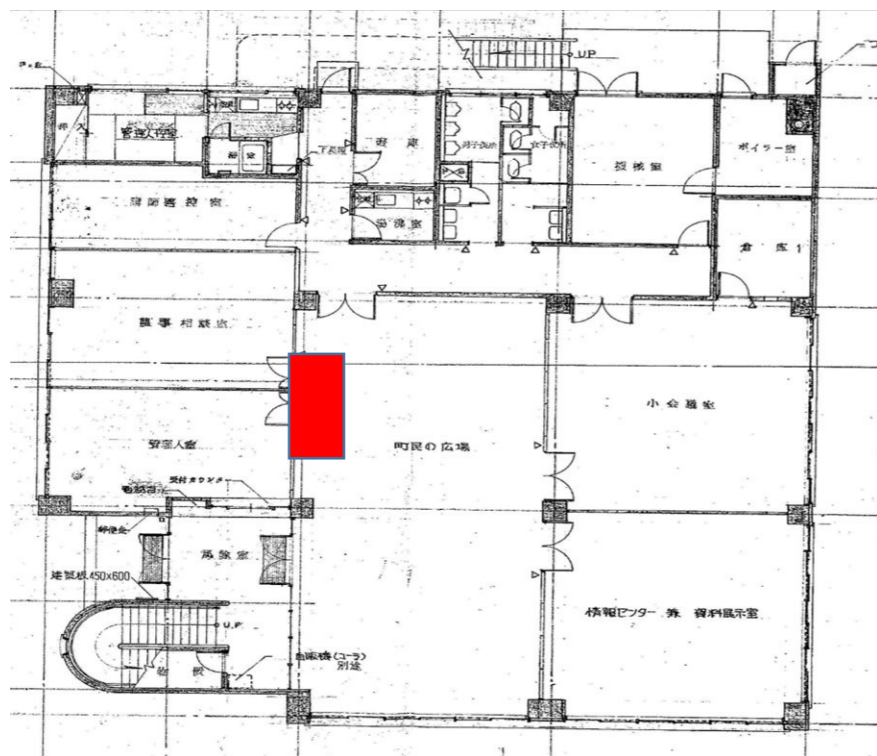
※閉館後の施設の有効な利活用については、文化財建造物としての価値も勘案しながら、関係課と連携し検討を行う。

(参考) 移転先展示エリア (予定)

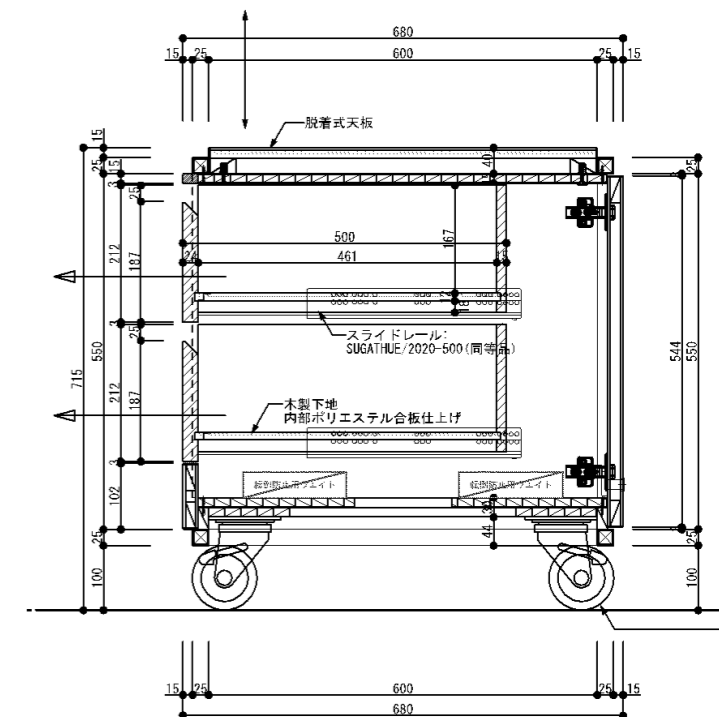
足助中馬館 1階



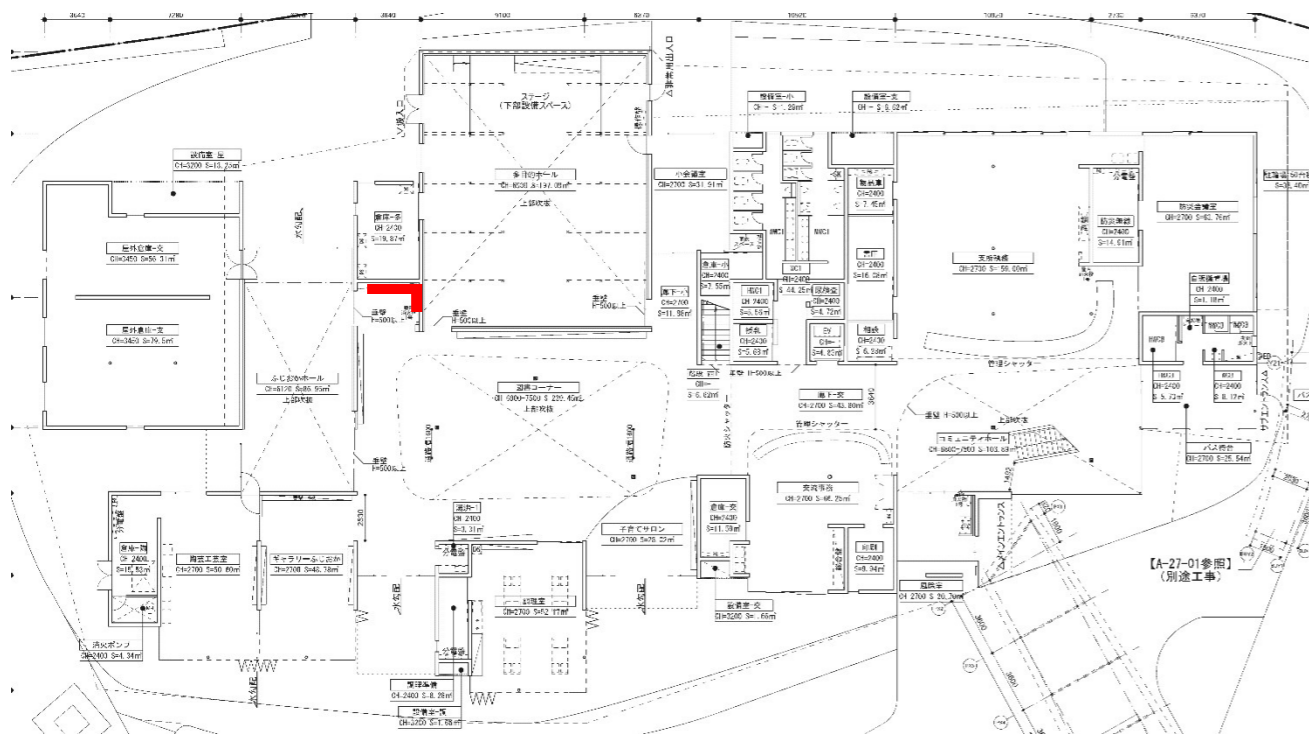
旭農林会館 1階



<移設先で用いる展示具の一例>



藤岡交流館 1階



■ : 再構築後の展示部分

博物館整備に関わる事業進捗の報告について

1 建築等工事および展示・収蔵環境等製作について

- (1) 建築工事 躯体工事实施中
- (2) 展示・収蔵環境等製作 製作図・試作品作成中
- (3) 園路整備工事 市議会の承認を経て本契約
受注者 ヤハギ道路・藤本建設共同企業体
(令和4年9月)
- (4) 市道神田2号線道路整備工事
受注者 (株)エイディーグリーン (令和4年9月)



博物館建築工事

2 旧平岩家住宅・東土蔵の移築について

- (1) 建築審査会への手続き(旧平岩家住宅)
建築審査会の同意を得て建築基準法の適用除外として位置付け(令和4年6月)
- (2) 移築工事
受注者 (株)魚津社寺工務店(令和4年9月)
解体工事实施中



旧平岩家移築工事

3 市民周知・市民共働の取組み

- (1) 映像を活用した周知「はくぶつ Chan # シーズン2」全5回分 (YouTube 等)
- (2) SNSによる周知：Instagram フォロワー522名(令和4年10月現在)
 - ・イベント出展 産業フェスタ(令和4年9/10・11)、朝日丘交流館ふれあい祭(令和4年11/6)等
 - ・開館一年前イベント開催(令和5年1/29) 会場：文化会館・枝下緑地

4 博学連携の取組み

- (1) 博物館における学習プログラムの検討
 - ・博学連携委員会と作成した学習プログラムの試行授業の実施(随時)
 - ・令和5年度に博物館での学校利用手引きを作成予定
- (2) 美術館との連携
 - ・美術館を活用した学習プログラムの検証授業(令和4年6～12月)

5 博物館条例設置および文化財施設条例改正について

- (1) 博物館条例の設置
令和5年6月議会での上程を目途に調整中
- (2) 文化財施設条例の改正
博物館条例と連動し地域資料館の閉館等について反映する予定

貞観杉の支障枝伐採について

1 貞観杉の概要

- (1) 名称 杉本の貞観スギ
- (2) 種類 天然記念物
- (3) 指定 昭和19年6月26日

2 貞観杉のこれまでの対応

- 平成12年 大枝の伐採
- 平成20年 東側に根張りを施すため、支障となる石垣・石柱を撤去
- 平成24年 南面の石垣を修復
- 平成30年 台風により大枝1本が折損
- 令和元年 貞観スギの現況調査
- 令和3年 貞観スギの現況調査
- 令和4年 文化庁調査官による現地確認

3 現況調査を受けて

杉本の貞観スギでは、平成30年に台風により大枝1本が折れて落下し、周辺の住宅に被害が出るとともに、停電や道路の通行止め等の影響が出た。この被害を機に、樹木の樹勢調査を継続して行ってきた。

樹勢調査の結果、主幹の傾きが令和元年度と令和3年度を比較すると、石積天端より16mの位置で住宅側へ30mm移動していること、折れた大枝の直上にある3本の大枝の根元の幹部分に腐朽が認められ、台風等の強風により、平成30年と同様の被害が出る恐れがあることが判明した。大枝はそれぞれ幹回りが2.0m以上、長さが10.0m以上あり、折れて落下した場合には、人的・物的被害が出る可能性が高い。また、腐朽が進んでいることから放置をすれば、貞観スギ全体に影響を与える可能性が高い。樹勢の維持及び人的・物的な安全の確保のために大枝の伐採を行う。

伐採の前後には、貞観スギの傾き等についての計測を行う。また、今後も継続的に現況調査を行い、傾きの進行等が見られる場合には、文化庁と調整を行いつつ、適宜対応する。

伐採予定大枝の位置



明治用水旧頭首工について

1 明治用水旧頭首工の概要

明治 42 年（1909）、洪水の不安解消や取水量の増量を目的とし、服部長七によって作られた人造石工法を用いて造られた。その後、昭和 33 年（1958）、鉄筋コンクリート造の現在の頭首工が造られ、昭和 41 年（1966）には、旧頭首工の取り壊し工事が着手されたが、堅牢で壊しきることができず、現在に至る。

昭和 44 年（1969）、文化審議会でも国指定史跡の諮問・答申が出されたが、所有者（当時の建設省）の合意が得られず、未告示の状態となっている。

2 矢作川の治水対策に伴う明治用水旧頭首工の取り扱い

豊橋河川事務所が進める矢作川の治水改修工事に伴い、明治用水旧頭首工についても撤去を想定していることが明らかとなり、文化庁・県・市ではその取扱いについて協議を進めてきた。

明治用水旧頭首工の記録作成に伴う役割は下記の通り

- ・ 豊橋河川事務所（国交省）：記録作成に必要な費用の負担
- ・ 愛知県文化財室：委員会の運営や記録作成に必要な調査等の実行
- ・ 豊田市文化財課：愛知県文化財室への協力

3 明治用水の漏水事故を受けてのこれまでの経過

5月15日に明治用水頭首工で漏水が発生。18日に豊田市文化財課職員が現地を確認。水位が低下し、図面による記録化の条件が整っていることから、その旨を愛知県文化財室へ報告。豊田市文化財課では測量業者へ見積りを依頼。19日に愛知県文化財室職員が現地を確認、明治用水旧頭首工の映像撮影。

水位の下がっている状況での測量・計測を目指したが、水位が戻ったため手法等について県と協議を継続している。

4 今後の事業進捗

豊橋河川事務所にも確認をしたが、実際の改修工事の実施時期については未定。明治用水旧頭首工は、埋蔵文化財包蔵地ともなっているため、撤去が行われる際には記録保存が必要である。記録保存の方法等については、県・市で検討を進めている。

